改正前

十地改良事業補助金交付要綱

[沿革] 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱(昭和32年岩手県告示第798号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

第1~第8〔略〕

前文(抄)〔略〕

附則〔略〕

改正後

十地改良事業補助金交付要綱

[沿革] 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8 月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305 号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8 月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781 号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12 月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074 号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元 年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8 日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17 日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、 12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第 708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農 建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21 年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建 第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、 令和元年6月26日農建第68号改正

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱(昭和32年岩手県告示第798号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

土地改良事業補助金交付要綱

第1~第8〔略〕

前文(抄)〔略〕

附則〔略〕

表第1(第2関係)					別表第1(第2関係)				
事業区分	事業種目	経 費	補助額		事業区分	事業種目	経 費	補助額	
[略]					[略]				
基幹水利		土地改良区等が行う基幹水利施設更新	当該経費		基幹水利		土地改良区等が行う基幹水利施設更新		
施設更新		支援対策事業であって、次に該当するも	の50パー		施設更新		支援対策事業であって、次に該当するも		
支援対策		のに要する経費	セント (増		支援対策		のに要する経費		
事業		地域用水機能を有している農業水利施	進活動を		事業		1 地域用水機能を有している農業水	当該経費	
		設について、地域用水機能を維持増進す	補完する				利施設について、地域用水機能を維持	の50パー	
		るため、地域用水機能増進計画を策定	施設等の				増進するため、地域用水機能増進計画	セント (増	
		し、増進支援活動、増進活動、増進活動	改修整備				を策定し、増進支援活動、増進活動、	進活動を	
		を補完する施設等の改修整備をする事	にあって				増進活動を補完する施設等の改修整	補完する	
		業	は、60パー				備をする事業	施設等の	
			セント)					改修整備	
			に相当す					にあって	
			る額以内					は、60パー	
			の額					セント)	
								に相当す	
								る額以内	
								の額	
							2 土地改良区が管理する土地改良施	定額	
							設の資産評価に必要なデータの整理		
							及び土地改良施設台帳の作成		
[略]					〔略〕				
表第2(第8関係)〔略〕					別表第2(第8関係)〔略〕				
式第1号~様式第9号〔略〕					様式第1号~様式第9号〔略〕				
	は下線の部分	 である。							

附則

この要綱は令和元年6月26日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。